

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

(県の許可を有していない事業者用)

廃棄物処理法等の改正に伴い、

平成23年4月1日から長崎県の産業廃棄物収集運搬業許可のみで、長崎市及び佐世保市でも業を行うことができるようになります。

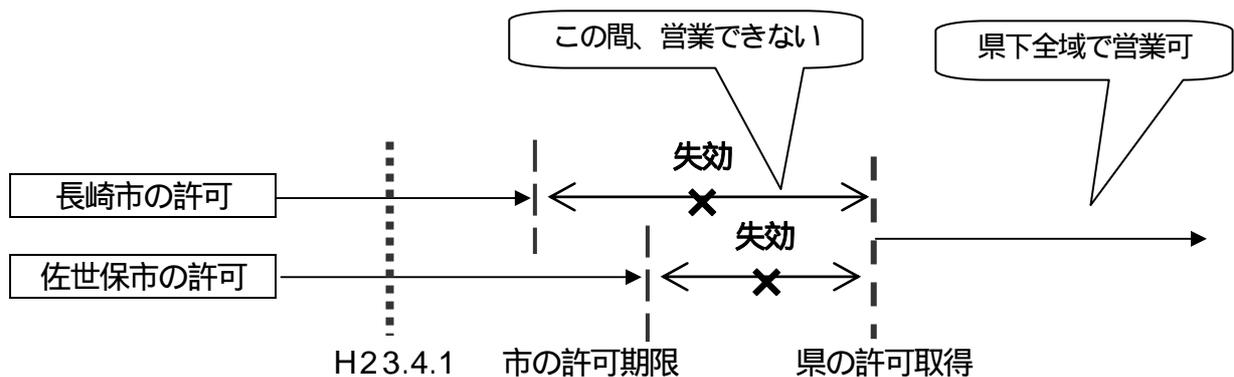
ただし、下記の点に注意してください！

1. 県の許可を新たに取得しなければならない場合があります！

長崎市と佐世保市両方の許可を有しているが、県の許可を有していない場合

- ・ 4月1日以降は市の許可の更新はできませんので、市の許可期限までに県の許可を新たに取得する必要があります。
- ・ 経過措置として市の許可期限まではその範囲内で業を行うことができます。
県の許可を取得した時点で、期限内であっても市の許可は失効します。失効した許可証は、すみやかに各市に返還してください。

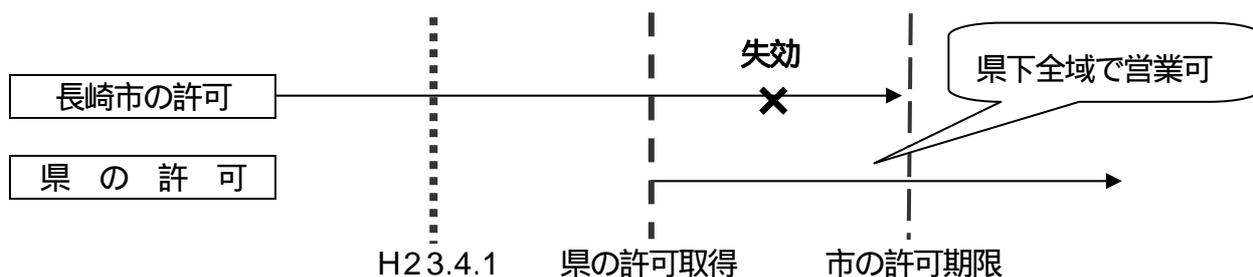
(例) 市の許可期限までに県の許可を取得しなかった場合



2. 長崎市のみ (または佐世保市のみ) の許可を有している事業者が、4月1日以降に長崎市 (または佐世保市) 以外で業を行おうとする場合、県の許可が必要です。

県の許可を取得した時点で、期限内であっても市の許可は失効します。失効した許可証は、すみやかに各市に返還してください。

(例) 長崎市のみ許可業者が県許可を取得した場合

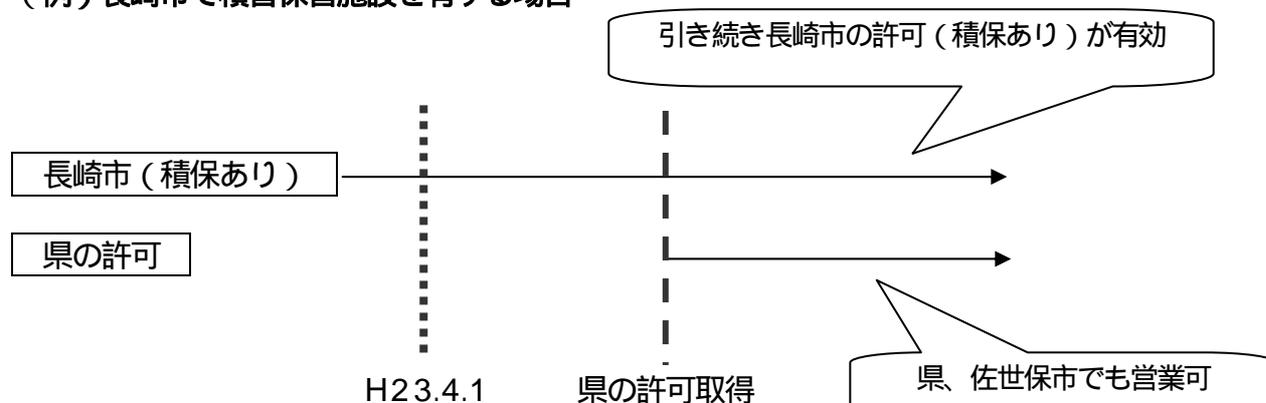


3. 「積替え保管行為」に係る注意点

- ・長崎市又は佐世保市で「積替え保管行為」を行うためには、従前どおり各市の許可が必要です。
- ・長崎市又は佐世保市で「積替え保管行為あり」の許可を有している場合、県の許可を取得した場合であっても当該許可証は失効しません。

引き続き許可証が必要となりますので、この場合は許可証を返還しないでください。

(例) 長崎市で積替保管施設を有する場合



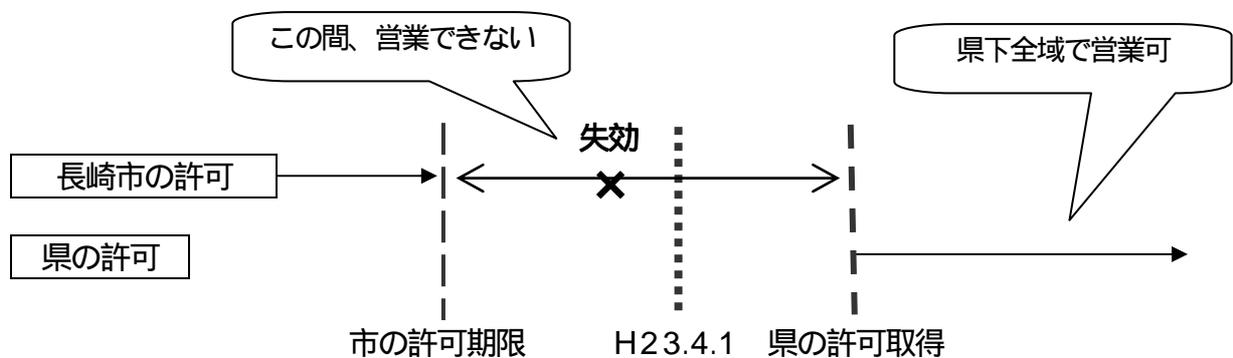
4. 県内では、長崎市のみ(または佐世保市のみ)で業を行う場合

- ・4月1日以降も市の許可で業を行うことができます(従前と同じ取り扱いになります)。
新たに県の許可を取得することにより、県内全域において業を行うことができます。
長崎市(または佐世保市)のみで業を行う場合は、従前どおりの取り扱いとなりますので、変更届出や更新申請等の手続きは各市に行ってください。

5. 平成23年3月31日以前に市の許可期限が到来する場合

- ・ 4月1日までの間、市で継続して事業を行うためには、市へ許可の更新申請を行う必要があります。
- ・ 更新許可申請書を受理した時点で事業は継続できます。
- ・ 市の許可審査中に県の許可を取得した場合、失効に伴って審査は打ち切りとなりますが、納付した申請手数料は返還できませんのでご了承ください。

(例) 長崎市の許可期限までに県の許可を取得しなかった場合



(例) 長崎市の審査期間中に県の許可を取得した場合

